

令和2年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和2年12月17日(木曜日)

○日時 令和2年12月17日 午前11時08分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第10号 令和2年度網走市一般会計補正  
予算中、所管分

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	近藤憲治
委員	金兵智則
	工藤英治
	平賀貴幸
	古田純也
	村椿敏章

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

議長	井戸達也
----	------

○傍聴議員(5名)

小田部	照
川原田	英世
澤谷	淳子
松浦	敏司
山田	庫司郎

○説明者

副市長	川田昌弘
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康推進課長	永森浩子
子育て支援課長	高畑公朋
子育て支援課参事	小沼麻紀
健康福祉部参事	細川英司

○事務局職員

事務局長	武田浩一
次長	伊倉直樹
総務議事係長	神谷浩一
総務議事係主査	寺尾昌樹

午前11時08分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会  
を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案1件を  
審査いたします。

それでは、議案第10号令和2年度一般会計補正予  
算中、当委員会所管分、ひとり親世帯臨時特別給付  
金給付事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 追加議案資料11ペー  
ジを御覧ください。

令和2年度一般会計児童福祉費、ひとり親世帯臨  
時特別給付金給付事業の補正予算につきまして、御  
説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。新型コロナ  
ウイルス感染症による子育てに対する負担の増加  
や、収入の減少などの影響を受けたひとり親世帯の  
生活を支援する取組として、国の予算の予備費を使  
用し、児童扶養手当を受給している世帯などに対  
し、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給すること  
となったため、それに伴い本事業に係る経費を追加  
するものです。

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給の支給対象  
としましては、前回、ひとり親世帯臨時特別給付金  
の基本給付を受け取った方となり、金額は前回と同  
額の1世帯当たり5万円、第2子以降各3万円を支  
給するものです。

2の補正額であります。再支給の執行による負  
担分、不足分として給付金600万円とし、財源は全  
額国庫補助金となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内  
訳、補正後の額については、(1)歳出予算に記載  
のとおりとなります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の  
額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおり  
となります。

なお、支給は年内支給を予定しており、申請は不  
要とし、前回給付金を受け取った口座に自動的に支  
給となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 1点確認したいのですが、支給される世帯数を教えてほしいのですが。

○小沼麻紀子育て支援課参事 322世帯となります。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○古田純也委員 この1世帯で受ける支給額の最高額というか…。

○小沼麻紀子育て支援課参事 お子様が多い世帯になりますので、一応、今のところは14万円あたる世帯がございます。

○古田純也委員 1人目が5万円、勘定すればわかります。

はい、わかりました。

14万円。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 2点ほど確認させていただきたいと思えます。

前回、ひとり親として支給を受けたのだけれども、その間に結婚してひとり親でなくなった人には、支給をされるというふうに考えていいですか。

そこはやむを得ないものだというふうに思っていますか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 委員のおっしゃるとおり今回再支給となりますので、対象世帯は同じになりますので、それ以降に資格が喪失していても、その方に対象ということで支給になります。

○平賀貴幸委員 そうすると気になるのは、前回まだこの世に生まれていなかったのだけれども、今生まれているひとり親とか、前は結婚していたのだけれども、離婚したことでひとり親になった世帯は、一体どうなるのだろうかということなのですかけれども、そこら辺は申請が必要ないということなのですかけれども、何か例外的に申請をするようなことになったりするのですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 今回は再支給となりますので、そのような新規の世帯は該当となりませんが、今後新規の世帯であっても所得が減少したとかということになれば、今回の再支給ではないですけれども、このひとり親世帯臨時特別給付金のほうで、対象になる可能性はあるということがございます。

○平賀貴幸委員 要するに、最初の支給のほうも対象にまだ入ってくると。そこは併せて何らかの形で周知されることになると思うのですけれども、そう

いう理解でよかったですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 おっしゃるとおりです。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではなきようですのでお諮りいたします。

議案第10号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第10号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、感染症検査体制整備事業補助金事業について説明を求めます。

○永森浩子健康推進課長 議案資料12ページ、資料7号を御覧願います。

令和2年度一般会計健康管理費補正予算、感染症検査体制整備事業補助金につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症指定医療機関が行う検査体制を拡充する取組を支援するため、必要な経費を追加補正するものであり、金額は500万円となります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規陽性者数が増加し、道内においても医療施設、高齢者施設、学校等で多数のクラスターが発生している状況が見受けられます。

市内の医療施設等におけるクラスター発生は、医療提供体制を逼迫させるおそれがあるため、施設等で陽性者が判明した場合は、入院患者をはじめ関連する利用者、従事者等に対し、迅速な検査の実施により感染拡大を最小限に食い止める必要がありますが、現行の体制では検査数が制限され、規模の大きいクラスターへの対応が難しい状況にあります。

このことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分における感染症検査機関等整備事業の活用により、感染症指定医療機関が行う安定的な検査体制拡充に取組を支援するため、当該整備に係る費用を一部負担するものであります。

整備の内容につきましては、短時間で多くの検体の検査が可能となる、抗原定量検査機器の導入であり、市の負担は附帯するダクト工事、給水工事、施

設改修工事等にかかる費用となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては(1)の歳出予算の記載のとおりとなります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

**○金兵智則委員** 先ほどの説明の中で、一部検査体制の整備に対して一部を補助するという事だったので、総額幾らのうち幾らまでとかということが決まっているから、そういう形になるということなのではないでしょうか。

**○永森浩子健康推進課長** 一部500万円ということで、市が今回負担するという事なので、全体枠では機器の購入ですとか、それに関わるものを含めまして3,300万円、そのうちの500万円を市が負担するというふうな予定になっております。

**○金兵智則委員** 検査機器を用意するのに、最大500万円までなので500万円ということなのですか。

その一部は、何割だから500万円とかという決まりはないのですか。

**○永森浩子健康推進課長** 医療機関のほうで申請を行って、機器購入に2,800万円がかかるということです。

それに付帯するものに対して、工事費ですとか、検査室の改修ですとか、そちらのほうに500万円ということで総額3,300万円という予定であります。

**○金兵智則委員** 市側から補助できるのは、設備工事だったり、施設改修の部分に補助ができるのであって、機器購入に対して補助ができるもの、できるのかどうかかわからないですけれども、じゃなくて、その部分に補助ができるからこういうことになったということではないですか。

**○永森浩子健康推進課長** そのようなこととなります。

医療機関から道のほうに申請するものは、機器の分で10分の10の補助対象になるというふうにお聞きしております。

**○金兵智則委員** 検査機器のほうは、道に直接補助になるのでそちらでやっているの、外周工事と言っているのかわからないですけれども、それに対

して補助するという事ですね。

検査機器が入った後に市がですね、なんて言えばいいのでしょうか、介入するというのか、持ち物はもちろんその病院のもので、病院が多分それを運用していくのだと思うのですけれども、それに対して市側から、こういうことをお願いできませんでしょうかとかということではできないものなのですか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 今回、クラスターの発生に備えた多く検体を検査できる体制整備といったことでございます。

北海道の考え方はまず行政検査、今、幅広く検査していますけれども、まずは行政検査を優先するという事で実施をされておりますけれども、将来的には自主検査というところもですね、これは市の判断ではできないのですが、病院の意向と、あと北海道が行政検査に支障のない形の中でできるのであればというような、北海道の判断も出てきますので、将来的には行政検査に限らず、自主検査というようなところも念頭に置きながら、今後医療機関と北海道と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

**○金兵智則委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

**○平賀貴幸委員** 関連して聞きたいのですけれども、この検査機器自体は行政検査の対象になる検査機器になるのか、それともそうではないのか、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 行政検査、確定診断に使われるものというのが、抗原定量検査と抗原定性検査、あとPCR検査と3種類ございます。

その中で、抗原定量検査というのが、多くの検体を一気に検査できるというような機器でありましたので、その辺を選択していただいたところです。

**○平賀貴幸委員** それで、この検査機器で行政検査が行えるというふうに理解していいのか、どうかを確認したかったのですが。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** お見込みのとおりです。

**○平賀貴幸委員** あとは、クラスターが実際に起きるのではないかと、状況が起きたときの運用方法なので、大規模な入院患者さんなり、入所者がいる施設で起きた場合ですね、今の説明もそうですし、従来の状況を見ても、検査がなかなかPCR検査だと追いつかないので、クラスターがなかなか防げなくて、いたちごっこみたいになっ

て広がっていくみたいな感じなのですけれども、そこはこの機械を使って防げると考えると、それは大量に行政検査を一気にやるという形で、今度病院の運用と、それから道のほうの考え方も整理ができていくという形で理解していいですか。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この機器はですね、機能的には30分で240検体の検査が可能というようなものなので、今、委員がお示しのとおり、今までPCR検査にちょっと時間がかかるだとか、件数が限られていたというふうなことがまず解消されるので、十分そういったクラスターの発生には対応できるというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第10号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分、感染症検査体制整備事業補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

以上で文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時23分閉会

---